

新たな事業にチャレンジする方必見👀

事業にかかる家賃の一部を補助します

＝ 泉大津市創業支援補助金 ＝



泉大津市では、市内の店舗等を活用し、新たに事業を始める方を支援するため、事業にかかる事業所家賃の一部補助を行っています。

💡対象経費

事業にかかる事業所の月額賃料の1/2以内（上限50,000円）を最大12か月分。創業等を行った日から6か月以内の申請が必要です。

💡対象者

市内で創業、第二創業を行う方、もしくは市外からの転入をする方で、

- ✓ 週4日以上営業している
- ✓ 営利を目的とした事業である
- ✓ 親族やグループ会社からの賃貸借ではない
- ✓ 市内に既にある店舗の単なる移転ではない

など、対象要件があります。
事前に地域経済課までご相談ください。

⚠ 対象外事業

- ▶ フランチャイズ契約又はこれに類する事業
- ▶ 国や地方公共団体等から類似の補助金を受けている事業
- ▶ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する営業に該当する事業
- ▶ 法令に違反していたり、公序良俗に反する等支援することが適当でない事業

⚠ 注意事項

補助金の交付決定を受けた事業者は5年以上継続して事業を営む必要があります。継続できない場合は、交付を受けた補助金の全部または一部の返還が発生する場合があります。

詳細は市ホームページをご覧ください。



【問い合わせ先】

創業・起業支援ワンストップ窓口（泉大津市地域経済課）

TEL:0725-51-7651 平日8:45~17:15

その他創業支援に関する支援メニューのご紹介や、創業に関する手続についてご案内しています。
お気軽にお問合せください。

